

## 経済安全保障と投資保護のバランス（上）

紛争解決、独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2023年10月6日号

執筆者:

[ラース・マーケルト](#)

[l.markert@nishimura.com](mailto:l.markert@nishimura.com)

[石戸 信平](#)

[s.ishido@nishimura.com](mailto:s.ishido@nishimura.com)

[富松 由希子](#)

[y.tomimatsu@nishimura.com](mailto:y.tomimatsu@nishimura.com)

[吉井 一希](#)

[k.yoshii@nishimura.com](mailto:k.yoshii@nishimura.com)

### 1. はじめに

2023年6月20日、欧州委員会は、「欧州経済安全保障戦略」(以下「**本戦略**」といいます。)を発表しました<sup>1</sup>。本戦略は、欧州連合(以下「**EU**」といいます。)が、「対内直接投資審査規則を見直し」とともに、「デュアルユース品目に関するEUの輸出管理規則を完全に実施し、その効果と効率性を確保するための提案を行う」としています<sup>2</sup>。

本ニュースレターは二部構成となっており、本号（上）では、EUにおいて日本の投資家に一定の保護を提供する日・EU経済連携協定(以下「**日EU・EPA**」といいます。)を踏まえ、EUの新政策が日本企業に及ぼし得る影響について説明します。次号（下）では、経済安全保障にまつわる投資家対国家の紛争解決(以下「**ISDS**」といいます。)の最新動向に触れながら、日本企業がEUの新政策に関して取り得る手段を取り上げます。

### 2. 本戦略の概要

本戦略は、EUが直面する経済安全保障に関する4つのリスクとして、エネルギー安全保障を含むサプライチェーンの強靱性に関するリスク、重要インフラの物理的・サイバーセキュリティに関するリスク、技術保護及び技術流出に関するリスク、経済的依存関係の武器化又は経済的威圧のリスクを挙げています。また、本戦略は、そうしたリスクを軽減するための3つのアプローチ(経済基盤・競争力・成長の促進、経済安全保障リスクからの保護、経済安全保障に関する連携)も示しています。

本戦略は、経済安全保障上重要な技術のリストの作成など、EUの経済安全保障に影響を及ぼすリスクを評価する枠組みの構築、対内直接投資審査規則の見直し、EUのデュアルユース品目に関する輸出管理規則の完全な実施など、今後実施すべき様々な施策を掲げています。また、上述したリスクが経済安全保障を脅かす可能性があることを踏まえ、欧州委員会が、加盟国などと共に、リスク評価のプロセスを実施することも提案しています<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> [https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP\\_23\\_3358](https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_23_3358)

<sup>2</sup> 本戦略、Part 3.3 (“Next steps”)。

<sup>3</sup> 本戦略に関する詳細な分析については、当事務所のニュースレター「[2023年6月28日号](#)（「EU経済安全保障戦略の策定と日本企業への示唆—EUの直面する4つの経済安全保障リスクと3つの優先アプローチ—）」をご参照ください。

EU の上記アプローチは、公益を目的とした国家の規制権限を再確認・強化する世界的な傾向と軌を一にするものであり、さらには、外国投資家に対して国家が負う義務により制約されない形で、国家の経済的強靱性の強化及び経済的依存の軽減を図るものであると言えます<sup>4</sup>。そして、EU の措置は、特定の経済圏や国を対象とすることを明示していないことから、理論上、日本で設立され、欧州でビジネスを展開する企業を含め、あらゆる経済圏や国の企業に影響が及ぶ可能性があります。

したがって、日本企業は、EU の経済安全保障政策に係る動向を注視する必要があると考えられます。例えば、本戦略は、経済安全保障上重要な技術のリストを今後作成するとしていますが、そのようなリストに自社の事業に関連する技術が掲載された場合には、EU の諸規制・政策(輸出管理や対外投資規制などを含むがこれに限られない)によって、EU での経済活動において支障が生じるおそれがあります<sup>5</sup>。

他方で、そうした、経済安全保障を背景とする EU の規制・政策によって日本企業の活動が制約された場合、日本企業は、近年発効した、日本・EU 間の貿易・投資の促進を目的とする日 EU・EPA の実体的規定を活用できる可能性があります。

### 3. 日 EU・EPA の概要

日 EU・EPA は、2019 年 2 月 1 日に発効し、「両締約国間の貿易及び投資を規律する明確かつ互恵的な規則を定め、並びにこれらに対する障害を軽減し、又は撤廃」し、「両締約国間の経済、貿易及び投資の関係を強化する」ことを目的としています<sup>6</sup>。日 EU・EPA には、サービス貿易、投資の自由化及び電子商取引(第 8 章)、透明性(第 17 章)、規制に関する良い慣行及び規制に関する協力(第 18 章)をはじめとする、様々な章が含まれています。

日 EU・EPA には、サービス市場の開放性を確保するという締約国の意図が反映されています。特筆すべき点として、日 EU・EPA の第 18.12 条には、規制に関する協力活動を促進する旨が定められています。同条の目的を達成するため、日 EU・EPA は、規制に関する良い慣行を促進するための内部調整の手段又は仕組みの維持<sup>7</sup>、内部手続及び仕組みの公開<sup>8</sup>、計画中の規制措置に係る事前連絡<sup>9</sup>、主要な規制措置の立案に当たったの公衆との協議<sup>10</sup>、立案中の措置の影響評価の実施及び公表<sup>11</sup>、並びに規制に関する協力に係る専門委員会の設置<sup>12</sup>などの仕組みを規定しています。加えて、日 EU・EPA の第 17.7 条は、両締約国が、「適当な場合には、二国間の、地域的な及び多数国間の場において、国際的な貿易及び投資に関して透明性を促進するための方法について協力する」旨を規定しています。こうした定めは、日本政府や日本企業として、EU の新規制の内容を早期に理解・把握し、EU の新規制によって日本企業に対する悪影響が生ずるのであれば、EU

<sup>4</sup> Crina Baltag and others, *Recent Trends in Investment Arbitration on the Right to Regulate, Environment, Health and Corporate Social Responsibility: Too Much or Too Little?*, ICSID Review - Foreign Investment Law Journal, 2023, 1, p. 2.

<sup>5</sup> 当事務所のニューズレター「[2023 年 6 月 28 日号](#)」の「6. 日本企業への示唆」もご参照ください。

<sup>6</sup> 日 EU・EPA 前文。

<sup>7</sup> 日 EU・EPA 第 18.4 条。

<sup>8</sup> 日 EU・EPA 第 18.5 条。

<sup>9</sup> 日 EU・EPA 第 18.6 条。

<sup>10</sup> 日 EU・EPA 第 18.7 条。

<sup>11</sup> 日 EU・EPA 第 18.8 条。

<sup>12</sup> 日 EU・EPA 第 18.14 条。

に適切な働きかけを行うための手段になると思われます。

また、日本政府や日本企業として、場合によっては、EU に対して、EU の新規制やその執行を、日 EU・EPA の実体的規定(締約国が遵守しなければならない義務) に整合させるよう主張することも可能であると思われます。もっとも、当該新規制等が経済安全保障という政策目的を志向するものであることも踏まえると、上述した主張を行うに当たっては、各国に認められた規制権限にも照らした慎重な検討が必要となると考えられます。すなわち、日 EU・EPA には、(公衆の道徳の保護、人、動物又は植物の生命又は健康の保護、安全、環境の保護、金融の安定、エネルギー安全保障といった)一定の事項の保護に関して、各締約国の正当な政策目的又は公共政策の達成に係る権利や国際協定に基づく各締約国の義務を確認する条項が含まれています<sup>13</sup>。日 EU・EPA では、日本及び EU がそれぞれの正当な政策目的を追求する権利を認めていますが、一方で、それらの権利と両締約国間の貿易及び投資に関する障害を軽減又は撤廃するという目的との均衡をどのように考えるかについて、詳細な規定は置かれていません。この点については、該当の規定の法的性質及び法的効果を慎重に検討する必要があると思われます<sup>14</sup>。

なお、日 EU・EPA において、ISDS の仕組みは規定されていません。日 EU・EPA では、国家間の紛争解決の仕組みのみが規定されており、これは投資自由化及び電子商取引に関する第 8 章などに適用されます<sup>15</sup>。

続編となるニュースレター(下)では、経済安全保障の文脈における ISDS の最近の世界的動向を取り上げ、経済安全保障のための規制権限と、外国投資を促進・保護するための協定上の義務及び政治的コミットメントとのバランスの取り方に関する、規制当局へのインプリケーションを説明します<sup>16</sup>。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報室 [newsletter@nishimura.com](mailto:newsletter@nishimura.com)

<sup>13</sup> 日 EU・EPA 第 4.2 条第 4 項、第 8.1 条第 2 項、第 8.3 条第 2 項、第 18.1 条第 2 項などをご参照ください。

<sup>14</sup> Lars Markert, The Crucial Question of Future Investment Treaties: Balancing Investors' Rights and Regulatory Interests of Host States, in: Marc Bungenberg, Jörn Griebel and Steffen Hindelang (eds), *European Yearbook of International Economic Law 2011*, Special Issue: International Investment Law and EU Law (Springer 2011) 150, pp. 164-167.

<sup>15</sup> 日 EU・EPA 第 21 章(紛争解決)をご参照ください。

<sup>16</sup> Lars Markert, The Crucial Question of Future Investment Treaties: Balancing Investors' Rights and Regulatory Interests of Host States, in: Marc Bungenberg, Jörn Griebel and Steffen Hindelang (eds), *European Yearbook of International Economic Law 2011*, Special Issue: International Investment Law and EU Law (Springer 2011) 150, p. 158.